

郡山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第20号

郡山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

郡山市敬老祝金支給条例（昭和53年郡山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p><u>（支給要件）</u></p> <p>第2条 祝金は、88歳又は100歳になる誕生の日の属する月の初日において、引き続き6月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に対して支給する。</p> <p><u>（祝金の額）</u></p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 88歳 年額 30,000円</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>（支給の申出）</u></p> <p>第4条 祝金の支給を受けようとする者は、<u>規則で定めるところにより、市長に申し出なければならない。</u></p> <p><u>（支給の決定）</u></p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申出に基づき支給を決定する。</p> <p><u>（支給の時期）</u></p> <p>第6条 <u>市長は、前条の規定により祝金の支給を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに祝金を支給するものとする。</u></p> | <p><u>（受給資格）</u></p> <p>第2条 祝金は、<u>77歳、88歳又は100歳になる誕生の日の属する月（第6条において「誕生の月」という。）の初日において、引き続き6月以上本市の住民基本台帳に記録されている者に対して支給する。</u></p> <p><u>（祝金の額）</u></p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 77歳 年額 10,000円</u></p> <p><u>(2) 88歳 年額 50,000円</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>（受給資格の認定）</u></p> <p>第4条 祝金の支給を受けようとする者は、<u>市長に申請して資格の認定を受けなければならない。</u></p> <p><u>（敬老証書）</u></p> <p>第5条 市長は、前条の規定により受給資格を認定したときは、<u>当該申請者に対して、敬老証書を交付するものとする。</u></p> <p><u>（支給の時期）</u></p> <p>第6条 <u>祝金は、誕生の月に支給する。</u></p> |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前の第2条に規定する年齢になる誕生日を迎えた者に支給する祝金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前になされたこの条例による改正前の第4条の規定による申請は、この条例による改正後の第4条の規定による申出とみなす。